

貸付償還金関係

○：必ず提出 △：該当する場合は提出

問 合 せ 先		共 済 組 合							互助組合	
		経理貸付係 (082) 513-4955							(082) 228-1386	
異 動 区 分	提出書類等	§ 18-050	§ 18-001～007～	§ 18-025	§ 18-028～	§ 18-032～	—	—	—	
		貸付金残高証明願	貸付申込書	貸付借用証書	貸付事業における個人情報に関する同意書	借入状況等申告書	直近（最新）の給料明細書等の写し	転入前共済組合発行の貸付金残高証明書		
新 規	一般組合員 （正規職員）	—							—	
	一般組合員 （任期付職員フル・再任用職員フル）	—							—	
	一般組合員 （会計年度フル 13 月目以降）	—							—	
	短期組合員 （臨時的任用職員）	—							—	
	短期組合員 （その他非常勤の職員）	—							—	
継 続	任用更新等 （継続手続きが不要な者を除く）	—							—	
転 入	他支部（県外の都道府県の公立学校等）から引き続き	当支部に電話連絡（当支部で引き続き償還）							—	
	他の公務員共済組合（知事部局・市町教委等）から引き続き	—	△ 注 1						△ ㊦ 1	
県内異動（異動後の所属所から提出）	常勤の県費負担職員が異動する場合及び広島市費職員が教育委員会人事・給与等システム対象所属所間で異動する場合		手 続 不 要							手続不要 ㊦ 2
	県費負担	1 市町費職員から異動								手続不要 ㊦ 2
		2 所属所（主たる任用の所属所）の異動【常勤を除く。】								手続不要 ㊦ 2
	市町費等	1 県費負担職員から異動								手続不要 ㊦ 2 又は ㊦ 3
		2 広島市費⇔他の市町費等								手続不要 ㊦ 2 又は ㊦ 3
		3 広島市費で小中特⇔市高等								手続不要 ㊦ 2 又は ㊦ 3
4 同一市町内の所属所の異動 （2 以外の「市町費等⇔他の市町費等」を含む。） （県立大学のキャンパス間異動含む。）		手続不要 ㊦ 2 又は ㊦ 3								
転 出	引き続き他支部（県外の公立学校等）へ		当支部に電話連絡（他支部で引き続き償還）							全額返済
	引き続き他の公務員共済組合（知事部局・市町教委等）へ		○ 注 2							△ ㊦ 1
退 職	退職等		手続不要 注 3							全額返済 ㊦ 4